

保安規定に規定すべき事項の確認表
【環境技術開発センター】
(使用変更に伴う保安規定の変更)

| 使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和3年6月9日申請) | 確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項) | 保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況) |
|---|---|---|
| J棟において、廃油保管庫に保管中の廃油を試料とした難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行う。 | <p>① 職務及び組織</p> <p>当該試験については、第I編第5条(11)廃止措置技術課長の職務のうち、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発に該当する。</p> <p>廃止措置技術課長は、第I編第4条の組織のうち、(11)に該当する。</p> | <p>保安規定第I編 第5条 (変更なし)</p> <p>保安規定第I編 第4条 (変更なし)</p> |
| | <p>② 使用施設等の操作</p> <p>核燃料物質等の使用等について留意事項は、第II編第1条に記載のとおり、作業の安全の確保、使用等に係る注意事項の掲示、使用者が作業の安全を確保し、注意事項を遵守することである。</p> <p>核燃料物質の使用するにあたっては、第II編第3条のとおり、1) 使用目的、2) 使用期間及び使用場所、3) 核燃料物質の種類及び使用数量、4) 同位元素組成、5) 化学的組成、6) 物理的形狀、7) 使用方法及び通常の使用条件と異なる使用を計画する場合は、その使用条件等、8) 使用する核燃料物質の受入れ・払出しに関する管理方法等、9) 使用を終了した核燃料物質の処理の方法、10) 安全評価及び安全対策について使用計画で明らかにしなければならない。</p> <p>J棟において、UF₆ 詰替装置により六ふっ化ウランを使用する場合は水蒸気改質処理試験装置を運転してはならない。</p> <p>核燃料物質等の使用等を行う者は、事前に機器装置等の目的、機能及び操作手順を理解して操作するとともに、機器装置等の状態を正しく把握しなければならない。</p> <p>従業員は、使用施設等の安全又は上水、電気等のユーティリティの供給に影響を及ぼすおそれが生じた場合、若しくは火災警報、排気モニタの警報設備が作動した場合は、直ちに核燃料管理者又は放射線管理第1課長に通報する。通報を受けた核燃料管理者又は放射線管理第1課長は、直ちに原因を調査し、保安上必要な措置を講ずるとともに、必要と認めた場合は担当部長に通報する。通報を受けた担当部長は、必要な措置を講ずるとともに、環境技術開発センター長に通報し、核燃料取扱主務者に通知する。</p> | <p>保安規定第II編 第1条 (変更なし)</p> <p>保安規定第II編 第3条 (変更なし)</p> <p>保安規定第II編 第4条 (変更なし)</p> <p>保安規定第II編 第6条 (変更なし)</p> <p>保安規定第II編 第40条 (変更なし)</p> |
| | <p>③ 管理区域等の設定等</p> <p>線量告示第1条に定める管理区域に係る線量等の値を超え、又は超えるおそれのある区域が所長より、管理区域として指定される。J棟内には管理区域に指定された区域があり、水蒸気改質処理試験装置は管理区域内に設置されている。</p> <p>あらかじめ定められた出入口から出入りすること、定められた個人線量計を着用すること等の管理区域の出入管理に係る遵守事項を遵守して試験を実施する。</p> | <p>保安規定第I編 第20条 (変更なし)</p> <p>保安規定第I編 第26条 (変更なし)</p> |
| | <p>④ 線量等の監視並びに汚染の除去</p> | |

| 使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和3年6月9日申請) | 確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項) | 保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況) |
|--------------------------------------|---|---|
| | <p>課長は、作業による線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、放射線作業計画（その他の放射線作業計画書（G2））を作成し、その実施に当たっては、計画に記載した放射線防護措置を講じる。</p> <p>課長は、放射線管理第1課長より管理区域に係る線量率等の測定結果で異常が認められたことに伴う通知を受けた場合、原因の究明、汚染の除去等の適切な措置を講じる。</p> <p>課長は、予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、放射線管理第1課長に連絡し、放射線管理第1課長の指導・助言の元、除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じるとともに部長に報告する。</p> | <p>保安規定第I編 第28条（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第30条（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第31条（変更なし）</p> |
| | <p>⑤ 排気・排水監視設備</p> <p>統括者は、排気設備からの放射性気体廃棄物の放出によって、周辺監視区域外における空気中の放射性物質の3か月間の平均濃度が、線量告示第8条第1項に定める基準を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理している。また、放射線管理第1課長は、排気中の放射性物質濃度を、排気モニタにより連続的に測定又は捕集試料により測定しており、排気中の放射性物質濃度が異常に高くなったとき、又は、そのおそれがあるときは、放射線管理部長に報告、放射線管理部長は、統括者にその原因の除去等、必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、当該施設の核燃料取扱主務者に通知している。統括者は、この勧告を受けた場合は、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>統括者は、排水を周辺監視区域外に放出する場合は、線量告示第8条第1項に定める基準を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。なお、排水を放出の際、核燃料管理者は、環境監視課長の承認を得た後、統括者の放出の許可を得なければならない。</p> | <p>保安規定第I編 第38条（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第39条（変更なし）</p> |
| | <p>⑥ 放射線測定器の管理</p> <p>統括者は、放射線管理部長が指定する放射線管理用機器を常備しなければならない。</p> | <p>保安規定第I編 第34条（変更なし）</p> |
| | <p>⑦ 核燃料物質の運搬・貯蔵等</p> <p>核燃料管理者は、水蒸気改質処理試験装置の試料である廃油を周辺監視区域内で運搬する場合は、核燃料物質等の種類、数量及び性状に応じた容器を使用すること、定められた経路以外は運搬しないこと等の措置を講じなければならない。</p> <p>なお、J棟の貯蔵施設は東海事業所第2ウラン貯蔵庫であり、東海事業所第2ウラン貯蔵庫で貯蔵する核燃料物質の種類のうち、濃縮ウラン及びその化合物の濃縮度については、既に5%未満から3%未</p> | <p>保安規定第I編 第36条（変更なし）</p> <p>保安規定第II-1-(2)表（変更なし）</p> <p>保安規定第II-2-(3)表（変更なし）</p> |

| 使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和3年6月9日申請) | 確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項) | 保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況) |
|--------------------------------------|---|--|
| | 満に変更が完了している。 | |
| | <p>⑧ 放射性廃棄物の廃棄 放射性気体及び放射性液体廃棄物の廃棄については、上記⑤に記載のとおり。 また、放射性液体廃棄物について、廃止措置技術課長は、ウラン系液体廃棄物をJ棟の補修調整室及び第一保管室に一時保管することができる。 <u>今回、廃止措置技術課長は、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発のため、J棟の水蒸気改質処理試験装置を用いて難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行う場合は、廃油保管庫に保管中の廃油又はJ棟内で発生した廃油を試料として供試することができる旨、新たに追加。また、その際の廃油保管庫からJ棟への廃油の運搬を、環境保全課長に依頼しなければならない旨、新たに追加。</u> 廃止措置技術課長は、水蒸気改質処理試験から発生する放射性固体廃棄物のうち焼却処理する場合は、ウラン廃棄物処理施設の焼却施設で処理し、残さを含めその他の放射性固体廃棄物はウラン廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設で保管する。また、ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設又は焼却施設に運搬するまでの間、第II-7表に示す場所に保管しなければならない。 <u>今回の水蒸気改質処理試験で発生する残さは、核燃料物質使用変更許可申請書にて認可を受けたとおり、その全量を回収ウランと想定しているため、管理区域境界における線量評価上、第II編第II-7表の(注6)で示すように、第二保管室の固体廃棄物を保管する場所の中で管理区域境界から最も離れたエリアをドラム缶1本分区分画し、その中に保管するという制限を新たに設ける。</u></p> | <p>保安規定第II編 第25条 (変更なし)</p> <p><u>保安規定第II編 第33条 (今回、6項として新たに追加)</u></p> <p>保安規定第I編 第40条の2 (変更なし) 保安規定第II編 第34条、第35条 (変更なし)</p> <p><u>保安規定第II編 第II-7表 (今回の変更箇所)</u></p> |
| | <p>⑨ 非常時の措置 従業員は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めた場合は、応急の措置を行うとともに、担当課長に通報を行わなければならない。担当課長は、この通報を受け、その状況が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置(従業員以外の者に対する避難指示等を含む。)を講ずるとともに、通報連絡責任者に通報しなければならない。</p> | 保安規定第I編 第45条 (変更なし) |
| | <p>⑩ 事故に係る保全 所長は、非常事態に備え、災害の発生又は拡大防止を図るための組織及びその要員をあらかじめ定めておかななければならない。 所長は、前条に定める組織が活動するにあたって必要な放射線防護用機材、通信連絡機器等をあらかじめ準備しておかななければならない。</p> | <p>保安規定第I編 第42条 (変更なし)</p> <p>保安規定第I編 第43条 (変更なし)</p> |

| 使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和3年6月9日申請) | 確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項) | 保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況) |
|--------------------------------------|--|---|
| | <p>所長は、非常事態が発生したときの機構内部及び外部関係機関への通報連絡系統をあらかじめ定めておかなければならない。</p> | 保安規定第 I 編 第 44 条 (変更なし) |
| | <p>⑪ 記録及び報告</p> <p>統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、その所掌する業務に関し、第 I -12 表に定める事項について記録し、保管させなければならない。</p> <p>核燃料取扱主務者は、第 I -12 表に定める記録のうち使用施設等の保安の監督を行うために必要な記録を検閲しなければならない。</p> <p>所長は、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき、使用施設等の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であって、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき等の事項に該当する場合（そのおそれがある場合を含む。）は、直ちに理事長に報告しなければならない。また、理事長に報告した後、速やかに事故の発生日時、場所、状況及び発生に際して採った処置等の事項を明らかにした報告書を作成し、研究所担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</p> | <p>保安規定第 I 編 第 50 条 (変更なし)</p> <p>保安規定第 I 編 第 51 条 (変更なし)</p> <p>保安規定第 I 編 第 52 条 (変更なし)</p> |
| | <p>⑫ 施設管理</p> <p>理事長は、使用施設等が原子炉等規制法第 52 条第 1 項又は第 55 条第 1 項の許可を受けたところによるものであり、かつ、原子炉等規制法第 55 条の 2 第 2 項第 2 号の技術上の基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理方針を定めなければならない。</p> <p>所長は、前条の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき研究所の施設管理目標を定めなければならない。それを受け、統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、第 1 項の研究所の施設管理目標を踏まえ、達成すべき施設管理目標を定めなければならない。</p> <p>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、施設管理目標を達成するため、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画を策定しなければならない。また、統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する設備・機器について、設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>核燃料管理者（環境・計画管理課長を除く。）、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を年 1 回及び必要に応じて行い、必要と認める場合</p> | <p>保安規定第 I 編 第 12 条の 2 (変更なし)</p> <p>保安規定第 I 編 第 12 条の 3 (変更なし)</p> <p>保安規定第 I 編 第 12 条の 4 (変更なし)</p> <p>保安規定第 I 編 第 12 条の 5 (変更なし)</p> <p>保安規定第 I 編 第 12 条の 6 (変更なし)</p> |

| 使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和3年6月9日申請) | 確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項) | 保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況) |
|--|--|---|
| | <p>には改善を行わなければならない。</p> <p>独立検査組織は、施設管理に関する定期的な検査を実施するに当たり、検査計画書及び検査要領書を策定しなければならない。また、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を得なければならない。</p> | 保安規定第I編 第12条の7 (変更なし) |
| | <p>⑬ その他保安に関する事項</p> <p>使用施設内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、東海村において震度4以上の地震の発生が確認された場合、台風又は竜巻の襲来があった場合は、所掌する使用施設等について点検し、異常がないことを確認しなければならない。また、所掌する施設、設備等において火災が発生した場合は、初期消火及び延焼防止を図るとともに、被害状況を確認しなければならない。なお、地震点検及び火災時の被害状況の確認の結果、必要があると認めた場合は、上記⑨に定める措置を講じなければならない。</p> <p>所長は、上記⑨に基づく通報を受けた場合において、原災法に基づく事象に該当すると判断した場合は、直ちに研究所に防災体制を発令しなければならない。</p> <p>原災法に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、原子力事業者防災業務計画に基づき措置するものとする。</p> | <p>保安規定第I編 第47条の2 (変更なし)</p> <p>保安規定第I編 第48条 (変更なし)</p> <p>保安規定第I編 第49条 (変更なし)</p> |
| <p>廃油保管庫に保管中の廃油を、J棟の水蒸気改質処理試験装置を用いた難処理廃棄物の処理に係る試験に供する。</p> | <p>① 職務及び組織</p> <p>当該廃油の管理業務については、第I編第5条(10)環境保全課長の職務のうち、ウラン廃棄物廃棄施設におけるウラン系廃棄物の処理及び保管に係る業務に該当する。</p> <p>環境保全課長は、第I編第4条の組織のうち、(10)に該当する。</p> <p>② 使用施設等の操作</p> <p>異常時の措置として、従業員は、使用施設等の安全又は上水、電気等のユーティリティの供給に影響を及ぼすおそれが生じた場合、若しくは火災警報の警報設備が作動した場合は、直ちに核燃料管理者に通報する。通報を受けた核燃料管理者は、直ちに原因を調査し、保安上必要な措置を講ずるとともに、必要と認めた場合は担当部長に通報する。通報を受けた担当部長は、必要な措置を講ずるとともに、環境技術開発センター長に通報し、核燃料取扱主務者に通知する。</p> <p>③ 管理区域等の設定等</p> <p>管理区域に係る線量等の線量告示値を超え、又は超えるおそれのある区域が所長より、管理区域として指定され、廃油保管庫の廃油は管理区域内に保管されている。</p> <p>点検等で管理区域に入域する際は、あらかじめ定められた出入口から出入りすること、定められた個人線量計を着用すること等の管理区域の出入管理に係る遵守事項を遵守する。</p> | <p>保安規定第I編 第5条 (変更なし)</p> <p>保安規定第I編 第4条 (変更なし)</p> <p>保安規定第II編 第40条 (変更なし)</p> <p>保安規定第I編 第20条 (変更なし)</p> <p>保安規定第I編 第26条 (変更なし)</p> |

| 使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和3年6月9日申請) | 確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項) | 保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況) |
|--------------------------------------|--|---|
| | <p>④ 線量等の監視並びに汚染の除去</p> <p>課長は、作業による線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、放射線作業計画（その他の放射線作業計画書（G2））を作成し、その実施に当たっては、計画に記載した放射線防護措置を講じる。</p> <p>課長は、放射線管理第1課長より管理区域に係る線量率等の測定結果で異常が認められたことに伴う通知を受けた場合、原因の究明、汚染の除去等の適切な措置を講じる。</p> <p>課長は、予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、放射線管理第1課長に連絡し、放射線管理第1課長の指導・助言の元、除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じるとともに部長に報告する。</p> | <p>保安規定第I編 第28条（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第30条（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第31条（変更なし）</p> |
| | <p>⑤ 排気・排水監視設備</p> <p>廃油保管庫は原則として気体状の廃棄物及び液体状の廃棄物は発生しないため、保安規定に該当する記載はない。</p> | <p>該当なし</p> |
| | <p>⑥ 放射線測定器等</p> <p>統括者は、放射線管理部長が指定する放射線管理用機器を常備しなければならない。</p> | <p>保安規定第I編 第34条（変更なし）</p> |
| | <p>⑦ 核燃料物質の運搬・貯蔵等</p> <p>核燃料管理者は、水蒸気改質処理試験装置の試料である廃油を周辺監視区域内で運搬する場合は、核燃料物質等の種類、数量及び性状に応じた容器を使用すること、定められた経路以外は運搬しないこと等の措置を講じなければならない。</p> <p>なお、廃油保管庫内に核燃料物質の貯蔵施設はない。</p> | <p>保安規定第I編 第36条（変更なし）</p> <p>該当なし</p> |
| | <p>⑧ 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>放射性気体及び放射性液体廃棄物の廃棄については、上記⑤に記載のとおり。</p> <p>環境保全課長は、廃油保管庫内から発生する放射性固体廃棄物は、ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管廃棄するか、焼却施設に運搬し焼却する。また、ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設又は焼却施設に運搬するまでの間、第II-7表に示すに示す場所に保管しなければならない。</p> | <p>保安規定第I編 第40条の2（変更なし）</p> <p>保安規定第II編 第34条、第35条（変更なし）</p> |
| | <p>⑨ 非常時の措置</p> | |

| 使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和3年6月9日申請) | 確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項) | 保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況) |
|--------------------------------------|--|---|
| | <p>従業員は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めた場合は、応急の措置を行うとともに、担当課長に通報を行わなければならない。担当課長は、この通報を受け、その状況が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置（従業員以外の者に対する避難指示等を含む。）を講ずるとともに、通報連絡責任者に通報しなければならない。</p> | 保安規定第 I 編 第 45 条（変更なし） |
| | <p>⑩ 事故に係る保全</p> <p>所長は、非常事態に備え、災害の発生又は拡大防止を図るための組織及びその要員をあらかじめ定めておかななければならない。</p> <p>所長は、前条に定める組織が活動するにあたって必要な放射線防護用機材、通信連絡機器等をあらかじめ準備しておかななければならない。</p> <p>所長は、非常事態が発生したときの機構内部及び外部関係機関への通報連絡系統をあらかじめ定めておかななければならない。</p> | <p>保安規定第 I 編 第 42 条（変更なし）</p> <p>保安規定第 I 編 第 43 条（変更なし）</p> <p>保安規定第 I 編 第 44 条（変更なし）</p> |
| | <p>⑪ 記録及び報告</p> <p>統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、その所掌する業務に関し、第 I -12 表に定める事項について記録し、保管させなければならない。</p> <p>核燃料取扱主務者は、第 I -12 表に定める記録のうち使用施設等の保安の監督を行うために必要な記録を検閲しなければならない。</p> <p>所長は、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき、使用施設等の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であって、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき等の事項に該当する場合（そのおそれがある場合を含む。）は、直ちに理事長に報告しなければならない。また、理事長に報告した後、速やかに事故の発生日時、場所、状況及び発生に際して採った処置等の事項を明らかにした報告書を作成し、研究所担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</p> | <p>保安規定第 I 編 第 50 条（変更なし）</p> <p>保安規定第 I 編 第 51 条（変更なし）</p> <p>保安規定第 I 編 第 52 条（変更なし）</p> |
| | <p>⑫ 施設管理</p> <p>理事長は、使用施設等が原子炉等規制法第 52 条第 1 項又は第 55 条第 1 項の許可を受けたところによるものであり、かつ、原子炉等規制法第 55 条の 2 第 2 項第 2 号の技術上の基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理方針を定めなければならない。</p> <p>所長は、前条の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき研究所の施設管理目標を定めなければならない。それを受け、統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、第 1 項の研究所の施設</p> | <p>保安規定第 I 編 第 12 条の 2（変更なし）</p> <p>保安規定第 I 編 第 12 条の 3（変更なし）</p> |

| 使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和3年6月9日申請) | 確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項) | 保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況) |
|--------------------------------------|---|---|
| | <p>管理目標を踏まえ、達成すべき施設管理目標を定めなければならない。</p> <p>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、施設管理目標を達成するため、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画を策定しなければならない。また、統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する設備・機器について、設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>核燃料管理者（環境・計画管理課長を除く。）、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を年1回及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>独立検査組織は、施設管理に関する定期的な検査を実施するに当たり、検査計画書及び検査要領書を策定しなければならない。また、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を得なければならない。</p> | <p>保安規定第I編 第12条の4（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第12条の5（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第12条の6（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第12条の7（変更なし）</p> |
| | <p>⑬ その他保安に関する事項</p> <p>使用施設内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、東海村において震度4以上の地震の発生が確認された場合、台風又は竜巻の襲来があった場合は、所掌する使用施設等について点検し、異常がないことを確認しなければならない。また、所掌する施設、設備等において火災が発生した場合は、初期消火及び延焼防止を図るとともに、被害状況を確認しなければならない。なお、地震点検及び火災時の被害状況の確認の結果、必要があると認めた場合は、上記⑨に定める措置を講じなければならない。</p> <p>所長は、上記⑨に基づく通報を受けた場合において、原災法に基づく事象に該当すると判断した場合は、直ちに研究所に防災体制を発令しなければならない。</p> <p>原災法に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、原子力事業者防災業務計画に基づき措置するものとする。</p> | <p>保安規定第I編 第47条の2（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第48条（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第49条（変更なし）</p> |